

# 第21期 第23回 農業委員会総会議事録

藤里町農業委員会

## 1. 招集及び開催月日

招集月日 平成25年3月6日  
開催月日 平成25年3月14日

## 2. 開催及び時刻

開催場所 藤里町役場議場  
開催時刻 午前 9時 55分  
終了時刻 午前 11時 20分

## 3. 招集者及び議長

招集者 会長 小森鉄雄  
議長 会長 小森鉄雄

## 4. 出席委員の番号及び氏名

番号	職名	氏名	出欠別	番号	職名	氏名	出欠別
1番	会長	小森鉄雄	出席	8番	委員	桂田善昭	出席
2番	職務代理者	淡路龍美	出席	9番	委員	細田治男	出席
3番	委員	山田一達孝	出席	10番	委員	齋藤猛	出席
4番	委員	安保広政	出席	11番	委員	佐々木靖夫	出席
5番	委員	佐々木忠久	出席	12番	委員	藤原信一	出席
6番	委員	田中文雄	出席	13番	委員	安部満	出席
7番	委員	市川一	出席	14番	委員	細田茂廣	出席

## 5. 欠席委員の番号及び氏名

なし

## 6. 議事日程

日程第1 会期の決定について  
日程第2 会議録署名者の指名について  
日程第3 議案第63号 藤里町農用地利用集積計画の決定について  
日程第4 議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第5 議案第65号 平成25年度藤里町農業委員会事業計画(案)について  
日程第6 議案第66号 農業委員会の適正な事務実施について  
日程第7 その他

## 7. 議事録署名委員

藤里町農業委員会会議規則第13条2項の規定による議事録署名委員は次のとおり  
11番 佐々木靖夫 12番 藤原信一

## 8. 事務局出席者

事務局長 村岡和夫

9. 会議の概要は次のとおり

開会 午前9時55分

事務局 おはようございます。  
全員お揃いでございます。  
ただいまから第21期第23回藤里町農業委員会総会を開催します。  
はじめに、会長からあいさつをお願いします。

議長 おはようございます。  
彼岸も近いのですが、まだまだ寒さが抜けきりません。  
春作業も、そろそろというところですが、春はまだ先という感じがします。  
本日は、議案が4件と協議事項も若干ございますので、ご審議のほどをお願いします。  
それでは、早速報告に入ります。事務局は説明願います。

事務局 2月行事報告・3月行事予定を説明。

議長 ただいまの説明で、ご意見、ご質問はございませんか。

9番 3月1日に行われた小山家家族協定調印式では、どのような内容になっているのか。

事務局 さん夫婦と、息子の さん さん夫婦の4人による家族協定で、  
さん夫婦の新規就農に伴い、小山家の農業経営において家族内の役割分担をとりき  
めることで、ゆとりある安定経営を目指すというものです。  
さん夫婦は、露地野菜を中心に、今年からリンドウ栽培も開始します。  
ゆくゆくは、 さんの後を引き継ぐ形で、水稻、しいたけの菌床栽培もおこなっ  
てゆくことになることから、親元での技術習得を視野にいれた家族協定となってい  
ます。

13番 これは、「人・農地プラン」の青年就農給付金の適用となるのか。

事務局 はい、 さん、 さん合わせて年間225万円の給付金となります。期間は5年間  
です。

議長 ほかに質問等はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、議事に入ります。

日程第1「会期の決定について」会期は3月14日本日1日限りとします。

日程第2「会議録署名者の指名について」慣例により当職から指名してもご異議ご  
ざいませぬか。

(異議なしの声)

それでは、11番佐々木靖夫委員、12番藤原信一委員をお願いします。

日程第3「議案第63号 藤里町農用地利用について」を事務局から説明願います。

事務局 5ページをご覧ください。

議案第63号農業経営基盤強化促進法による利用集積について。  
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第6項の申請に伴い、  
藤里町から農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づく意見を諮問されたので  
これを提出する。

平成25年3月14日提出藤里町農業委員会会長小森鉄雄。

1. 農業経営基盤強化促進事業による利用集積の設定総括表は別紙のとおり。

平成25年3月14日公告予定分。ということで、賃借権の設定新規が9件、再が  
10件、使用貸借権新規が3件、再が2件で合わせて24件となります。

6ページには総括表を添付しております。

1年田再が1件15,975㎡、3年田新が2件8,465㎡、田再が5件20,580㎡、5年田新が2件  
2,641㎡、田再2件8,653㎡、6年田新7件23,526㎡、畑新1件1,119件、田再3件10,351㎡  
10年田新1件3,202㎡、田再1件2,925㎡、合わせて25件97,437㎡となります。

件数が合わないのは、畑の分が重複してカウントされているためです。

7ページからは、一覧表を添付しています。

1、7、8、15、16、17、18、19、21、23、24が新規設定となります。

今回も、基盤整備による換地計画に含まれる土地が数件ございますが、換地計画に  
よる新地番での更新としております。

議長 ただいまの説明で、なにかご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

ないようですので、本件は許可相当としてよろしいですか。

（異議なしの声）

ご異議ないようですので、議案第63号は許可相当とします。

続きまして、議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局は  
説明願います。

事務局 9ページをご覧ください。

議案第64号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請書について  
次のとおり、農地法第3条第1項の規定による所有権移転申請があったので、農地  
法施行令第3条第1項の規定により意見を求める。

平成25年3月14日提出藤里町農業委員委員会会長小森鉄雄

土地の所在は粕毛字真土の田2筆、西真土の畑1筆、真土上岱の畑1筆、計4筆3,702㎡  
です。譲渡人は さん、譲受人は

さんです。用途は育苗用パイプハウス等の農業用施設用地ということですが。

売買価格は、田が 円/10a、畑が 円/10aとなります。

場所は23、24ページの写真黒丸で囲っているところになります。

真土の田2筆は、現在桐越強さんがパイプハウスを設置している私有地隣接しているところ  
で、そのまま申請地も同様な使用方となるようです。

西真土の畑は、林の中にある場所で、現在は畑として耕作はしていないようです。

真土上岱の畑は、登記地目は原野となっているようですが、現況地目が畑として、  
農地台帳に搭載しておりますので、今回の申請となりました。

議長 ただいまの説明で、ご意見ご説明はございませんか。

（なしの声）

ないようですので、本件は許可相当としてよろしいですか。

(異議なしの声)

ご異議ないようですので、議案第64号は許可相当とします。

つづきまして、議案第65号「平成25年度藤里町農業委員会事業計画(案)について」を事務局は説明願います。

事務局 31ページをご覧ください。

議案第65号藤里町農業委員会事業計画(案)について

「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通達)の発出に伴い、藤里町農業委員会事業計画を別紙のとおり提出する。

平成25年3月14日提出藤里町農業委員会会長小森鉄雄

1. 平成25年度藤里町農業委員会事業計画(案)について 別紙のとおり

32ページには事業計画(案)を載せております。

左側が総会及び町内での各事業を載せております。総会は毎月5日、5日が休日の場合は翌営業日となります。

鳥獣被害状況調査、農地パトロール、作況状況調査も例年どおり行う計画です。

右側は、農業会議等が主宰する会長研修会、委員研修会等の予定です。

24年度秋田県で行われました担い手サミットは、25年度は石川県で行われます。また、県種苗交換会は、仙北市での開催となります。これに合わせた委員研修も計画しております。

議長 ただいまの説明で、ご意見ご質問はございませんか。

7番 「委員会だより」の発行は、いつになるのか。この計画には載っていないが。

事務局 はい、前回の総会の際に取り決めたとおり、8月と1月の年2回の発行とすることにしておりますので、必要であれば、計画表に記載します。

議長 農業活性化フォーラムは25年度は仙台市であるようですが、もし予算措置が可能であるならば、今回も行ってはどうでしょうか。8月末の予定だと思いますが。

事務局 振興局の担当の方に確認してみます。初回の要望はしておりませんが、追加要望が可能であれば、お願いしてみます。

2番 被災地の復興支援として、被災地での消費が全国的に唱えられているようだが、種苗交換会が仙北市であるから、委員研修を岩手三陸方面へ向けたらどうか。

事務局 委員研修の場所は、まだ考えておりませんが、検討してみます。

いずれ、円滑化事業では、国、県、農業会議等が主宰する研修会等が該当になるようですので、独自の研修会での経費としては、うまくないようです。

議長 ほかに、ご質問等ありませんか。

(なしの声)

ないようですので、本件は許可相当としてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議ないようですので、議案第65号は許可相当とします。  
続きまして、議案第66号「農業委員会の適正な事務実施について」を事務局は説明してください。

事務局

33ページをご覧ください。

議案第66号「農業委員会の適正な事務実施」について

「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通達)の発出に伴い、3点検・評価及び活動計画等の策定及び4点検・評価結果等の報告に基づく平成24年度の活動計画に対する点検・評価及び平成25年度の目標と、その達成に向けた活動計画の策定について、別紙のとおり提出する。

平成25年3月14日提出藤里町農業委員会会長小森鉄雄

1. 「平成24年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について
  2. 「平成25年度目標及びその達成に向けた活動計画」について
- ということです。

34ページからは24年度の点検・評価、42ページからは25年度の目標及び、その達成に向けた活動計画を載せております。

これは、ホームページ等に掲載し、町民の方々からこれらに対する意見、提案等を広く募り、委員会総会で審議のうえ、決定していくもので、昨年度も同様に行っております。

昨年と大きく違ったところは、38ページのⅡ法令事務(遊休農地に関する措置)の箇所、昨年の農地パトロールの際に発覚した遊休農地24haについての記載がなされている点です。

この点については、農林課とも協議していかなければなりません。所有者に対し法的な通知、勧告等を行って、最終的には非農地とするか、適正な管理計画のうえで、農地復元あるいは他の使用方法を決定する旨の判断をしていくこととなります。また、「人・農地プラン」事業に沿った農用地の集積についても、昨年と違った点となります。藤里町ではすでに数字上では72.5%の集積が完了していることになっておりますので、25年度の計画の中では、今後の集積は、沢部の未整理田が中心になることから、なかなか集積は進んでいかないと予想されます。

この案を確認いただいて、総会后にホームページに掲載し、町民の方々の意見を募った後に再度総会で承認されれば、24年の点検・評価、25年度の計画として決定することとなります。

議長

ただいまの説明で、ご意見ご質問はございませんか。

4番

ホームページでの掲載で、町民がどれほど閲覧するのか。ほかに示す方法はないのか。

事務局

町内の光ケーブル設置数が450超なので、単純計算すれば1/3の家庭にパソコンが設置され、ホームページが閲覧可能となりますが、はたしてそれで、年配の方々がそれを見るかといえは疑問です。

広報等ではボリュームがありすぎるので、今後は来年度から発行予定の委員会だよりで提示できればと思います。

- 議 長 ほかにありませんか。  
(なしの声)  
ないようですので、本件は許可相当としてご異議ございませんか。  
(異議なしの声)  
ご異議ないようですので、議案第66号は許可相当とします。  
本日の議事日程は全て終了しました。  
続きまして、協議に入ります。  
事務局は、資料の説明をお願いします。
- 事 務 局 別冊資料により、3月1日に行われた認定農業者の農業経営改善計画の策定会議により、新しい認定農業者2名が誕生したことを報告。
- 議 長 ただいまの説明で、ご意見ご質問はございませんか。
- 2 番 新認定者の桂田浩樹さんは、親父さんの年金受給のおり経営移譲をしたとの説明だが、申請書にはその経営移譲された農地の状況が記載されていない。  
何らかの記載がなければと思われるが。
- 事 務 局 確認して、後日報告します。
- 1 2 番 現在、認定農業者が60名とのことだが、70歳くらいの方で後継者がいない方が多数見られるが、こういった場合、地域の農業法人等があれば、そちらに委託するという方法もあるだろうが、それもない場合、地域農業が廃れていく可能性があるそのへんの考え方をしっかりしなければならないのではないかと。
- 4 番 認定農業者というのは、その人の5年間の計画、目標に対して承認し認定するものだから、その人に後継者がいようがいまいが関係はないと思う。  
その5年間の目標が達成できれば、新しい目標をたてない限りは、認定農業者でいる必要はないと思う。まして、65歳を過ぎれば、制度資金を借りることもできないので、認定農業者の意味がない。
- 1 3 番 おおむね65歳を年齢の上限としているようだが、実際はその年齢以上の方がかなりいるようだし、4番さんが言うようにしっかりとした取決めの中でフルイにかければ、限られた人しかいないような状況だと思う。  
これは、じっくり協議する機会を設けた方がいいと思う。  
ただ、今回の桂田さんの場合は、農業の実績がないのは当たり前で、今後5年間の計画でどれほど実績を上げれるかだと思う。  
認定農業者出なければ、制度資金も各種補助金も該当外になってしまうので、規模拡大も、経営の安定もままならないようになってしまう。
- 議 長 農業委員会は、この認定農業者の承認には権限等はございませんが、今、皆様から出されたご意見は、今後審査する段において、審査の材料となるよう伝えたいと思います。

本件については、今後も年齢等の問題が出てくると思われますので、何時かの機会に、討議する必要があるでしょう。

ほかになにか皆様からございませんか。

(なしの声)

ないようですので、本日の日程を終了いたします。お疲れ様でした。

午前11時20分閉会

署名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成25年3月14日

藤里町農業委員会会長  
議長

藤里町農業委員  
署名委員  
(11番)

藤里町農業委員  
署名委員  
(12番)